

島根県教育委員会の管理する歴史資料の利用に関する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県教育委員会委員長 山 本 弘 正

島根県教育委員会規則第5号

島根県教育委員会の管理する歴史資料の利用に関する規則

島根県教育委員会の管理する歴史資料の利用に関する規則を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県教育委員会の管理する歴史資料の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歴史資料 島根県教育委員会の実施機関において、一般の利用に供することを目的として管理している歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料（島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則（昭和52年島根県教育委員会規則第5号）第2条第1号の図書館資料を除く。）をいう。
- (2) 利用 閲覧、複写、公開及び貸出しをいう。
- (3) 公開 印刷物への掲載、テレビジョン放送、インターネットの利用その他の方法により不特定多数の者が情報の提供を受けることができる状態にすることをいう。
- (4) 実施機関 島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第8号）第5条第1号から第4号までに規定する機関をいう。

(利用の手続)

第3条 歴史資料の利用の請求をしようとする者は、当該歴史資料を管理する実施機関の長の承認を得なければならない。

2 前項の利用の請求に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(利用の制限)

第4条 実施機関の長は、前条第1項の規定による歴史資料の利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、当該利用請求をした者に対し、当該利用請求に係る歴史資料を利用させることができる。

- (1) 利用に供することにより、法人その他の団体又は個人（以下この項において「法人等」という。）の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 歴史資料がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件としている寄贈資料等（法人等から寄贈又は寄託を受けているものをいう。以下同じ。）であって、当該期間が経過していない場合、歴史資料の全部又は一部を公にする場合において寄贈資料等の寄贈又は寄託をした者（以下「寄贈者等」という。）の承諾を得ることを条件としている場合であって、寄贈者等の承諾が得られないときその他第6条に規定する利用に関する条件に適合しない場合
- (3) 利用に供することにより、歴史資料の破損又は汚損を生ずるおそれがある場合
- (4) 歴史資料の調査又は整理のため実施機関が現に使用している場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか教育長が利用を制限することが適切であると認める場合

(特別利用)

第5条 実施機関の長は、前条第1号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、歴史資料を特別に利用させることができる。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項の独立行政法人等をいう。次号において同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。次号において同じ。）の職員で、当該歴史資料の利用が当該職員の所掌する事務の執行上、特に必要であると認められるもの

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学（当該大学に置かれる同法第91条の専攻科及び同法第97条の大学院を含む。）又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の職員のうち専ら研究に従事する者で、当該歴史資料の利用がその研究にとって特に必要であると認められるもの

2 前項の規定による利用の請求に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（寄贈資料等の利用条件）

第6条 実施機関の長は、寄贈資料等の利用に関して、寄贈者等の希望に応じ利用の制限を行う範囲及びこれが適用される期間並びに寄贈者等の承諾を得ること又は寄贈者等に報告することの要否その他利用に関する条件を定めるものとする。

（資料目録の作成）

第7条 実施機関の長は、名称その他利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公開しなければならない。

（利用者の責務）

第8条 第3条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用に関して当該歴史資料を管理する実施機関の職員の指示に従わなければならない。

2 利用者は、歴史資料を汚損し、又は破損してはならない。

3 実施機関の長は、前項の規定に違反したもの又は違反するおそれがあると認められるものに対し、歴史資料の利用を中止させ、又は禁止することができる。

4 利用者は、歴史資料に含まれる情報を利用することによって著作権、プライバシーその他第三者の権利利益を害した場合は、その一切の責任を負うものとする。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、歴史資料の取扱いに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。